

# 山歩き部会 会則

- 傷害対応 1) 当会是不慮の事故、怪我等の傷害保険は入らない、会員各自は自己の技能を過信しないで十分な注意、行動する事。  
※必要時は各人の判断において、各人で傷害保険・山岳保険等に参加する。
- 会員の心得 1) 安全第一とし体調のすぐれない場合は、遠慮なしに中止すること。  
2) 活動行程については、お互いが会員の状態を確認つつ、親睦を図りながら楽しく行動し、絶対に単独、非常識な行動に走らないこと。
- 交通手段 1) 公共交通機関を利用し目的地に行く場合は、交通費は各自が負担する。  
2) 自家用車を利用する場合は、交通安全上最小の配車で乗合で行くものとし交通費は以下の文面で規定する。
- 交通費 1) 車を出して頂ける運転手へガソリン代見合い（以下交通費と言う）を参加者で分担とする。（高速道路を利用する場合は通行費見合いも含む）  
2) 下見に必要な交通費等も、その回の参加者で分担する。算出方法は下記5)とする
- 交通費算出 (部会長) 1) 部会長は事前に行き先までの走行距離をカーナビ等で調べ、  
走行距離×¥20/Km÷参加人員で参加各自の負担金を算出する。  
2) 算出した十円単位は原則として五十円単位に切り上げるものとする。  
3) 部会長は山歩き案内時に交通費見合いを連絡すること。  
4) 算出距離と実際走行距離との多少の差異があっても異議を申し立てない。  
(大差があった時には次回開催時に前回分の清算を考慮することとし、その場合は会員に説明をするものとする)  
5) 部会長は下見が必要であると判断した場合は会員に依頼し、掛かった交通費も通常交通費(上記1-4)と同様の扱いで算出するものとし、下見の写真等をもとに「下見の事実」を確認し、参加者数で割った金額を「交通費+下見費用」として山歩き案内時に連絡するものとする。
- 支払い 1) 出発前に参加者は当日発生する交通費を運転手に支払うこと。
- その他 1) 配車（運転手）は極力個人に偏らないように、会員全員で相互に協力し配車を決めること。  
2) 運転手は目的地（往復）まで安全運転に努めること。  
3) 持参の飲食物は自由であるが、山歩き時、運転時にはアルコール類は厳禁とする。 ※解散後、即時、自車で帰宅する場合も同様とする  
4) 発生したゴミ（包み紙、飲料缶等）、タバコ吸い殻等は必ず持ちかえること。
- 改廃 1) この会則に意義が生じた場合は、部会長、相談役に申し出て会員の過半数以上の同意の上で改訂、廃止することができる。
- 改定履歴
- |     |                  |          |        |
|-----|------------------|----------|--------|
| R-2 | 赤字4ヶ所・追記         | H24・5・26 | (2012) |
| R-3 | 赤字1ヶ所・追記         | H25・6・7  | (2013) |
| R-4 | 山あるき→山歩き         | H28・3・12 | (2016) |
| R-5 | 山歩き部会ガイドライン      | H28・5・23 | (2016) |
| R-6 | 2ヶ所 世話役、傷害保険他・追記 | H29・3・13 | (2017) |
| R-7 | 2ヶ所 下見費用・追記      | H30・3・12 | (2018) |